

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患があり、長期にわたって日常生活または社会生活に制約がある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

申請には以下のものが必要であり、結果が出るまでに2か月程度かかります。

申請に必要なもの

- ①本人の写真1枚（たて4cm×よこ3cm。原則1年以内に撮影したもの。上半身で脱帽）
- ②診断書（精神保健福祉手帳用）（様式は健康福祉課窓口にあります）
- ③（1）精神障がいを支給事由とする年金証書等の写し
（2）年金及び年金生活者支援支給給付金両方の金額がわかるもの
【改定通知書または通帳（直近まで記帳されたもの）】
②または③
- ④マイナンバーがわかるもの

障害の程度

1～3級

※数字が小さいほど重度となります。

有効期間

2年間

※期限3か月前より更新申請が可能です。

◎その他にも以下の場合には手続きが必要となります。

更新申請

障害程度変更

居住地・氏名の変更

再交付

返還（死亡、期限切れ 等）

詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

町民生活部健康福祉課社会福祉係
電話 57-4172